

栃木県青少年育成県民会議表彰要綱

1 趣 旨

この要綱は、栃木県青少年育成県民会議が明日の栃木県を担う青少年の健全育成を促進するため、「とちぎの子ども育成憲章」の理念に沿った活動をもって、青少年の育成に功績のあった個人、団体、企業（事業所）及び社会貢献青少年、優良青少年団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の対象・基準

原則として県内に居住又は所在し、現在も継続し活動している個人、団体又は企業（事業所）とする。但し、過去に県知事表彰以上の表彰を受けている個人、団体又は企業（事業所）は除く。

(1) 子ども育成・憲章功労者

とちぎの子ども育成憲章に関する活動に5年以上にわたって継続して取り組み、成果をあげており、過去に本表彰を受賞していない者

(2) 子ども育成・憲章功労団体

とちぎの子ども育成憲章に関する活動に5年以上にわたって継続して取り組み、成果をあげており、過去に本表彰を受賞していない団体又は企業（事業所）。ただし、受賞後10年以上経過した団体等については、この限りでない。

(3) 社会貢献青少年（おおむね30歳未満の者）

社会福祉、生活環境改善、青少年グループの育成指導、文化・スポーツ、地域や職場の連帯づくり等の広域的な活動に、5年以上にわたって継続して取り組み、他の模範であり今後の活躍が期待される者

(4) 優良青少年団体

主として30歳未満の青少年が構成する団体・グループであって、社会福祉、生活環境改善、文化・スポーツ、地域や職場の連帯づくり等の広域的な活動に、原則5年以上にわたって継続して取り組み、他の模範であり今後の活躍が期待される団体等

3 推薦の方法

- (1) 栃木県青少年育成県民会議理事長（以下「理事長」という）は、市町長又は県幹事課及び県警察本部関係課、他に理事長が認めた団体に、表彰候補者の推薦を求めるものとする。
- (2) 理事長は、必要と認めるときは、表彰候補者を推薦することができる。
- (3) 子ども育成・憲章功労団体については、企業（事業所）は自ら推薦することができる。
- (4) 各部門の推薦は、個人については別紙様式1もしくは3、団体については別紙様式2もしくは4、企業（事業所）については別紙様式5により行うものとする。
- (5) 推薦にあたってそれぞれ2件以上推薦する場合は、必ず推薦順位を付するものとする。

4 表彰者の決定

理事長は、選考委員会を設けて被表彰者を選考し決定する。

5 表彰の方法

- (1) 毎年1回、別に定める時期に表彰式を行い、表彰状を贈る。
- (2) 子ども育成・憲章功労者、子ども育成・憲章功労団体は栃木県青少年育成県民会議会長が、社会貢献青少年、優良青少年団体は栃木県青少年育成県民会議理事長が表彰する。

6 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- この要綱は、昭和53年8月7日に制定する。
- この要綱は、平成2年2月21日から実施する。
- この要綱は、平成7年2月3日から実施する。
- この要綱は、平成11年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成13年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成14年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成15年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成16年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- この要綱は、令和5年4月1日から実施する。